

	自営業主・家族従業者	労働者協同組合	NPO・有償ボランティア	シルバー人材センター	テレワーク
労働保険の適用 (日本)	労災保険・雇用保険は基本的には適用にならないが、一人親方、特定作業従事者の労災保険の特別加入制度がある。	自営業主に準じる(年金・医療保険については、主収入を得る配偶者の被扶養者のケースもある)。	自営業主に準じる。NPO活動中の事故に対しては「ボランティア活動保険」に加入することができる(年金・医療保険については、主収入を得る配偶者の被扶養者のケースもある)。	労働保険は通常適用されない。全国シルバー人材センター事業協会が加入する損害保険あり。年金の加入対象年齢でない場合が多く、健康保険の任意継続か、被扶養者である場合が多い。	雇用者以外の身分の場合は自営業主に準じる。
諸外国での労働保険の適用	(米) 労災保険、失業保険は基本的に適用なし(家族従業者について労災適用の州が約半数ある)。 (英) 一定の要件のもとで失業保険は適用、労災保険は適用なし。 (独) 労災保険は適用、失業保険は家族従業者に適用。 (仏) 労災保険に自営業者を対象とする制度あり、失業保険は適用なし。	自営業主に準じた取扱い(ただし、ワークシェアリングによつては共済的保険を実施しているケースがある)。	自営業主に準じた取扱い。ただし、米では非営利団体について、一定要件(年間20週以上、4人以上が就労する場合)に失業保険を適用。	(類似の就労は他国にはない)	雇用者以外の身分の場合は各国とも自営業主に準じた取扱い(ただし、その場合に業界で共済的保険を実施しているケースがある)。
年金・医療保険	(日) 厚生年金・健康保険 <ul style="list-style-type: none"> 適用事業所(適用業種の事業所であつて常時5人以上の従業員を使用するもの、又は国、地方公共団体又は法人の事業所であつて常時従業員を使用するものをいう。)に使用される者。(日雇労働者や二日以内の短期間雇用者などを除く。)が被保険者となる。 短期間労働者については、労働日数や労働時間が同じ事業所の通常の労働者の概ね4分の3以上の者は被保険者となる。 年間収入が130万円未満の場合は被扶養(配偶)者となる。 国民年金・国民健康保険 市町村の区域内に住所を有しており、被用者保険に適用されない者。 (米) 年金は適用、全国民を対象とした公的医療保険制度はなし(高齢者や障害者を対象としたメディケア、低所得者を対象としたメディケイドはあり)。 (英) 年金は適用、医療は全国民を対象とした保健サービス方式。 (独) 年金は一部(農業者等)適用、医療保険は適用(一定年収以上の被用者等は加入義務が免除される)。 (仏) 年金・医療保険に、自営業主等を対象とする制度あり。				